

指定管理者の指定について

下記のとおり霧島市国分北地区老人集会所の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項により、議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

霧島市長 前田 終 止

記

- 1 対象施設 霧島市国分北地区老人集会所
- 2 指定管理者 霧島市国分重久586番地4
東その山地区自治公民館
- 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(提案理由)

霧島市国分北地区老人集会所については、東その山地区自治公民館により老人の健康増進、教養の向上及びレクリエーション、集会等の用に供することを目的とした適切な維持管理がなされているところであり、引き続き同公民館を指定管理者に指定することにより、効果的かつ効率的な管理運営が期待できることから、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 霧島市国分北地区老人集会所の概要

- ① 施設名 霧島市国分北地区老人集会所
- ② 位置 霧島市国分重久586番地4
- ③ 建築年度 昭和54年度
- ④ 構造・面積 鉄骨造平屋建 延床面積 286㎡
- ⑤ 設置目的 老人の健康増進、教養の向上及びレクリエーション、集会等に供するための場を設けるため、明るい町づくり推進事業により設置

2 指定管理者の概要

① 団体の名称、代表者及び所在

名称 東その山地区自治公民館
代表者 東その山地区自治公民館長
所在 霧島市国分重久586番地4

② 組織

設立年月日 昭和30年4月1日
会員数 1,049世帯(2,492人)

3 年間事業(行事)計画

地区の高齢者等が一堂に集い、親睦と融和を図り、相互理解と地域連帯感を強める。
また、スポーツ・文化・創作などの各種活動を行い、健康増進を図るとともに、生きがいづくり・社会参加促進を目指す拠点施設として管理運営を行っていく。